

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク

(洪水：ハザードマップ)

大川市は、福岡県の南西部、筑後川の河口より約 8km 上流に位置し、東部は大木町、西部は佐賀市、神埼市、南部は柳川市、北部は久留米市に接しており、東西 7.8km、南北 8.2km で総面積は 33.63km² である。市の西部を筑後川が北東から南西へと流れ、市の中心部を花宗川が流れ、筑後川へ注いでいる。両河川とも我が国最大の干満差をもつ有明海へと繋がっているため、それらの水位は、有明海の潮位の影響を受ける。また、市内にはクリークが網の目状に張り巡らされた独特の地形が形成されている。

気候は、有明海型気候区に属している。年平均気温は 16℃、冬季でも 12℃程度で、年間降水量は 1,800mm 程度である。例年、九州に台風が接近あるいは上陸しているが、本市においては台風の直撃は少なく、農作物、住宅など大きな被害を被っていない。また、台風以外の大雨は、梅雨前線・秋雨前線あるいは低気圧によるものとなっている。大気が不安定なときに起こる雷雨も、総雨量は少ないものの短時間に集中して降る場合がある。そのため河川、水路の氾濫による床上、床下浸水及び田畑等の冠水が発生することがある

市ハザードマップによると、市内の大部分が最大 3.0m未満の浸水想定区域となっている。

(高潮災害：ハザードマップ)

大川市は過去最大規模の台風(室戸台風や伊勢湾台風)に伴う高潮が発生したと想定した高潮ハザードマップを作成しており、市南部で最大 5.0m～10.0mの浸水、その他の地域で 2.0m～5.0mの浸水想定区域が広がっている。

(津波災害：ハザードマップ)

大川市は内閣府が公表している「南海トラフの巨大地震検討会」のモデルケースを使ってシミュレーションを行い、各地点で一番浸水の深いものを示した津波ハザードマップを作成しており、市南部で 1.0m～2.0mの浸水想定区域が広がっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

大川市は土砂災害警戒区域がなく、土砂災害ハザードマップは作成していない

(地震：地震調査研究本部)

地質条件

本市の地質は、表層のすべてが砂・礫・泥からなる沖積地堆積物で形成されており、そのうち表土層には、極めて軟弱で含水比が 70%と高い「有明粘土層」が分布している。

活断層

県内には、小倉東断層、福智山断層、西山断層、警固断層、水縄断層、宇美断層、日向峠-小笠木峠断層があり、本市に最も近い断層は、水縄断層である。

地震動

水縄断層の想定では、久留米市、朝倉市、筑前町の一部で震度 7 の地域が予測されるほか、周辺の小都市、筑前町などでも震度 5 弱以上が予測されている。なお、破壊位置が断層の北東下部の場合、本市においては、一部の地域で震度 5 弱の揺れが予測されているが、大部分の地域で震度 5 強の揺れが予測されている。

液状化

水縄断層の想定では、久留米市、大刀洗町をはじめとして危険度の高い地域が広がり、本市に

においても、筑後川沿岸地域及び有明海沿岸地域で液状化危険度が高いと予測されている。

斜面崩壊危険

水縄断層の想定では、八女市などで崩壊の危険度が高いと想定される斜面が多数あるが、本市では、斜面崩壊による影響はないと予測されている

(感染症等)

平成21年に新型インフルエンザ、令和2年に新型コロナウイルス感染症など、感染症による災害が発生している。

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症の様に、発生当初については国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,637者(独自データ ※令和6年11月現在)
- ・小規模事業者数 2,585者(独自データ ※令和6年11月現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数に占める小規模事業者数の割合	備考(事業所の立地状況等)	
商 工 業 者	卸小売業	726	712	98.1%	市内に広く分散している
	建設業	222	222	100%	市内に広く分散している
	製造業	697	679	97.4%	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	155	155	100%	市内に広く分散している
	その他の業種	837	817	97.6%	市内に広く分散している
	合計	2,637	2,585	98.0%	

現在、本誌の商工業の中心は卸・小売業(27.5%)、製造業(26.4%)となっており、小規模事業者の割合についてみると、約98.1%を占めている。

(3) これまでの取組

1) 大川市の取組

1. 災害対策基本法の規定に基づき、市域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等、及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めている。

大川市地域防災計画(令和3年3月改訂)を策定し、

- ・風水害対策編
- ・地震・津波対策編
- ・事故対策編
- ・資料編
- ・様式編

の5編で作成されている。

2. 大川市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年9月策定)を策定し、感染症対策を行っている。

2) 当所の取組

1. 災害に関する取組

①事業所BCPに関する国、県の施策の周知

BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取組に関する融資制度等、国や県の支援施策について、巡回・窓口相談等により周知している。

②当所役員議員向け事業所BCP策定セミナーの開催

BCP策定支援実績豊富や専門家を講師に招き、当所の役員議員向けにBCPの必要性や基礎知識をテーマに研修会を開催。会議所会員向けのBCPセミナーの開催を行った。

③損害保険（ビジネス総合保険）への加入促進

災害時に備える商工会議所会員向け保険制度「ビジネス総合保険」への加入促進に取り組んでいる。

④商工会議所会館防災訓練の実施

「災害発生時対応マニュアル」の所内自衛消防隊の見直しを行うとともに、火災や地震発生時の人命保護と災害拡大の防止に向けた対応が図れるよう、防災訓練を年1回実施していく。

2. 感染症に対する取組

①地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口の設置や緊急相談会の開催

②筑後七国地域の当所を含む4商工会議所・5商工会と緊急時相互支援協定を締結

③感染症の拡大を防止するためのイベントの中止や延期

④日本商工会議所や福岡県、大川市と連携した感染拡大防止に向けた情報の提供

II 課題

1. 現状では、大川市と当所が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。

2. BCPに関する情報提供・周知が不十分

当所では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。そのため、BCPの策定支援までつながっていない。

3. 感染者対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

1. 地区内小規模事業者対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

2. 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

3. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

大川市防災計画や平成26年に策定した「大川市新型インフルエンザ等対策行動計画」に加え、今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識して頂き、事業継続計画に向けた取り組みを推進する為、専門家を招きセミナーの開催を行う。
- ・巡回経営指導時に、保険代理店と連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

令和9年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社とBCP関連のセミナーの開催、BCP策定支援、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・商工業者にBCPの重要性を継続的に訴求するため、当所・当市のホームページや市報・会報誌等を活用した啓蒙を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回やアンケートによる小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・(仮称)大川市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大川市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960hp以上、短時間大雨50mm以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報や職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、各種警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

災害発生当日 ~1日	1日に2回共有する
災害発生後 2~3日	1日に1回共有する
災害発生後 4日以降	災害状況に応じて随時情報共有

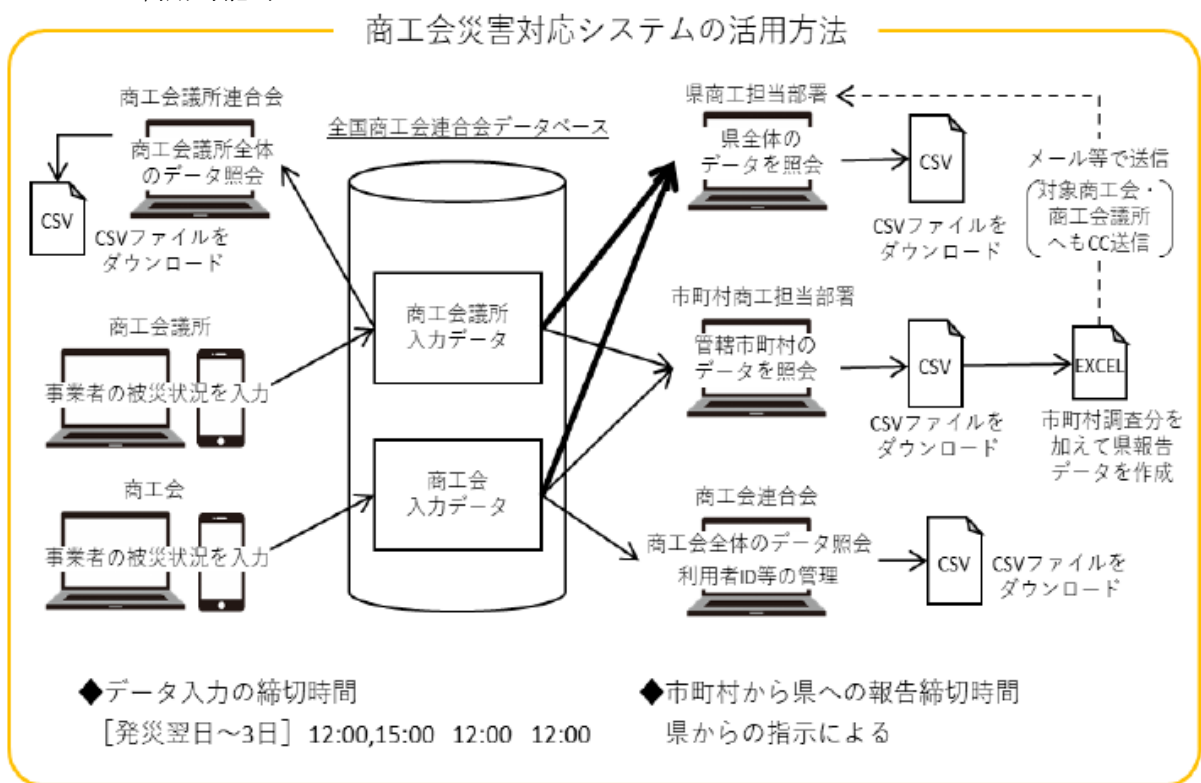
- ・当市で取りまとめた、「大川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行う事が出来る仕組みを構築する。

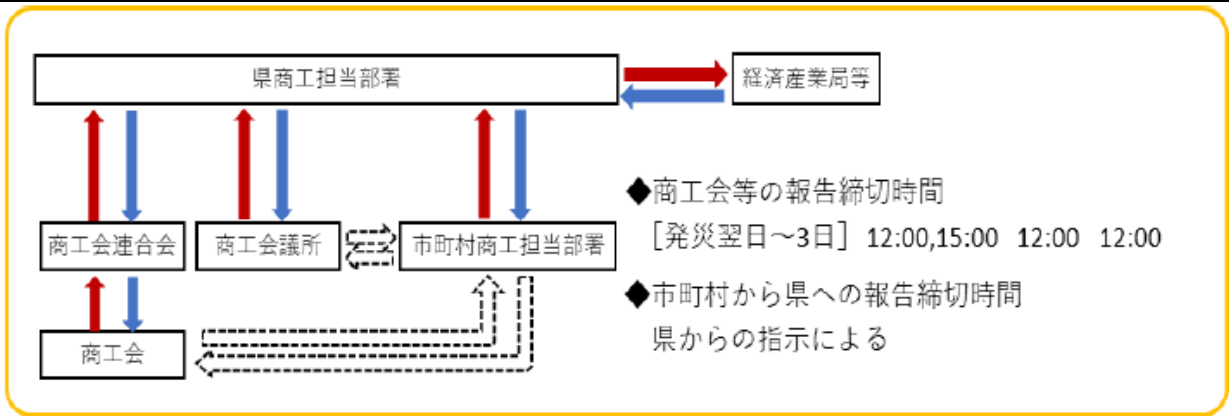
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市は「商工会災害対応システム」に入力する内容を予め「調査シート」として紙ベースで作成し、聞き取り内容の確認を行う。
- ・当所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当所又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、大川市インテリア課と情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・「商工会災害対応システム」が利用できない場合はメールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。また、当所が調査シートを集約後、紙ベース等で大川市インテリア課へ持参又は連絡のつく手段で報告し、情報共有を行う。
- ・報告時間について、当所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・以下の流れで情報共有または報告を行う



・また、当所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興経営支援課 〇〇・〇〇路で【電子メールにて送付：(メールアドレス keioishien@pref.fukuoka.lg.jp)】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

届休名：
記入担当者：

	被害箇所			被害状況		区分 (業種・業態・業種)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額 被害内容(建物、備品、原材料、機械の破損など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください)	
記入例	〇〇市〇〇区〇〇町	—	〇〇〇製材所	製造業	約10万円	第一号災害発生地区 第一号災害発生地区に 指定された事業者 第一号災害発生地区から 営業が中止の場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	
1						
2						
3						

※提出までに届報を頂いた事例はあっても、最新情報を速報していただきます。 ※届報が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に届報を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて届報をお願いします。

- 〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉
- ・相談窓口は、国、県、市の依頼を受け大川商工会議所の建物内で特別相談窓口を設置する。ただし、災害の規模に応じ相談に来ることが出来ない場合を踏まえ、法定経営指導員等による巡回対応や移動相談が出来るよう小規模事業者等の実情に合わせた場所に設置する。
 - ・どの程度の災害状況であるか、地区内小規模事業者等の被害状況を法定経営指導員等の巡回や電話聞き取り、SNSの投稿情報、地区内に配置している商工振興委員等の情報を基に被害の詳細確認を行う。
 - ・初動対応として有効な国・県・市の施策情報について、小規模事業者等に寄り添いながら周知を徹底する。
 - ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある場合、事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉
- ・被害状況の確認を終え、国や県の災害に関する法律の適用や方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し徹底した支援を行う。
 - ・災害の規模が大きく、当地区のみの職員等で対応が困難な場合は、他地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

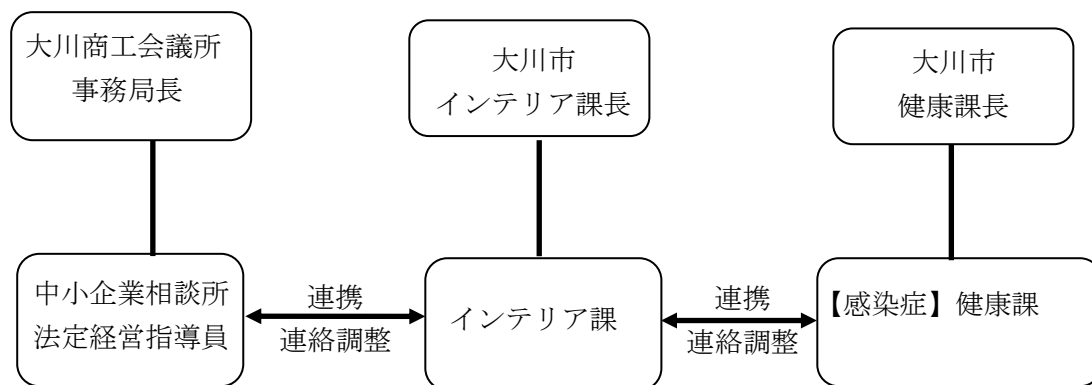
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 生野康行、山口利恵子、江頭真彦、中野裕介

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

大川商工会議所

〒831-0016 福岡県大川市大字酒見 221-6

TEL : 0944-86-2171 FAX : 0944-88-1144

E-mail : info@okawa-cci.or.jp

②関係市町村

大川市役所 インテリア課

〒831-8601 福岡県大川市大字酒見 256-1

TEL:0944-85-5582 FAX:0944-88-1776

E-mail : okwinterior@city.okawa.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	200	200	200	200	200
広報物製作費	400	400	400	400	400
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F TEL:092-622-8071 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 TEL:03-3212-6211
連携して実施する事業の内容
① 専門家セミナーの開催 小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取り組みを推進するとともに、計画の策定支援を行う。 ② 自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知 経営指導時に連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。・
連携して事業を実施する者の役割
福岡県火災協共済協同組合 ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明 東京海上日動火災保険株式会社 ・各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・BCP計画のひな形等の提供 ・自然災害ハザード情報レポートの提供 以上により、小規模事業者等が会議やセミナー・相談会において、専門家のアドバイスを受けることによって、事業継続力強化計画へのより深い認識と実効性を高めていく。
連携体制図等
<pre> graph TD MS[小規模事業者] -- 情報提供 --> OCA[大川商工会議所] OCA -- 相談対応 --> MS OCA <--> 協力連携 OC[大川市] FCM[福岡県火災共済協同組合] -- 協力 --> OCA THM[東京海上日動火災保険株式会社] -- 協力 --> OCA OCA --- 連携 FCM OCA --- 連携 THM </pre>